



京都労働局
平成 28 年 9 月 2 日
午前 11 時 00 分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担
当

京都労働局 労働基準部賃金室
賃金室長 吉岡 宏修
地方賃金指導官 高木 芳夫
電話 075 - 241 - 3215(ダイヤル)

平成 28 年度 京都府最低賃金ポスターデザインコンテストの作品募集

京都労働局（局長 井内 雅明）は、京都府（商工労働観光部）と連携し、本日（9月2日）官報に改正公示される平成 28 年度 京都府最低賃金について、その周知用ポスターの「デザインコンテスト」を実施し、広く府民からデザインを募集します。

最優秀賞作品は京都府最低賃金ポスターのデザインとして採用し、連携をして頂く、京都府をはじめ、京都府内の全市町村、使用者団体、労働者団体等に配布します。

募集の趣旨、概要は以下のとおりです。

平成 28 年度 京都府最低賃金ポスターデザインコンテストの作品募集概要

1 趣 旨

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

本日（9月2日）官報に改正公示され、平成 28 年 10 月 2 日に発効する「京都府最低賃金（時間額 8 3 1 円）」について、広く京都府民に知って頂くとともに、最低賃金遵守の意識が高まるように、ポスターデザインコンテストを実施します。

2 募集作品

京都府最低賃金のポスターとして相応しく、わかりやすく最低賃金額を伝えることを目的としたもので、以下の文字が必ず入った作品とします。

- ・京都府最低賃金 時間額 8 3 1 円
- ・発効年月日 平成 28 年 10 月 2 日

3 各賞の内容

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 最優秀賞（京都労働局長名による表彰） | 1 点（ポスターデザインとして採用） |
| 優秀賞（京都府最低賃金審議会長名による表彰） | 数点 |
| 特別賞（京都府商工労働観光部長名による表彰） | 数点 |

応募の詳細は、別紙「最低賃金周知用ポスターのデザイン募集（平成 28 年度）」参照

最低賃金周知用ポスターのデザイン募集（平成 28 年度）

（京都府最低賃金ポスターデザインコンテスト実施要綱）

1 趣 旨

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者は、その最低賃金を支払わなければならないとする制度です。

平成 28 年度に改正した最低賃金について、広く府民に知ってもらい最低賃金の意識が高まるようにポスターデザインコンテストを実施します。

2 募集デザイン

京都府最低賃金の周知を目的としたポスターのイラスト部分

3 デザイン内に盛り込むべき内容

以下の(1)及び(2)は、必ずデザインに盛り込んで下さい。(3)は任意です。

- (1) 「京都府最低賃金」は「時間額 8 3 1 円」であること（必須）
- (2) その「効力発生年月日」は「平成 28 年 10 月 2 日」であること（必須）
- (3) キャッチフレーズを使用する場合は、「必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。」を使用すること（任意）

4 応募方法

- (1) 応募期間は、平成 28 年 9 月 2 日から同年 10 月 31 日までとする。
- (2) 応募作品は一人 1 点とし、縦 4 0 c m × 横 4 0 c m 以内の正方形のスペース内に、上記 3 のデザイン(イラスト)を表すること。
- (3) 応募作品は、原本又は画像データ（可能ならその両方）で提出すること。(画像データについては、原本と同じレイアウトのまま PDF とし、USB メモリー等で提出すること。
- (4) 応募作品には、著作者本人の住所、氏名、電話番号、学校名・学科（一般応募の場合は不要）を明記の上、京都労働局賃金室に提出すること（郵送可。ただし、応募期間内必着のこと。）。)
- (5) 応募作品の使用に関する諸権利は京都労働局賃金室に帰するものとする。

ただし、製作者の作品集など、製作者自身の使用は可とする。

5 選考方法

全応募作品の中から、京都労働局、京都地方最低賃金審議会及び京都府の関係者の投票により選考し、最も得票の多かった作品に最優秀賞を授与し、ポスターデザインとして採用する。また、最優秀賞以外の作品から、優秀賞、特別賞を数点授与することとする。

6 表彰等

- (1) 最優秀賞：京都労働局長名による賞状及び作成されたポスター（額入り）を授与する。また作成するポスターには、デザイン作者名及び学校名等を記載する。
- (2) 優 秀 賞：京都地方最低賃金審議会長名による賞状を授与する。
- (3) 特 別 賞：京都府商工労働観光部長名による賞状を授与する。
- (4) 上記(1)から(3)の全受賞者に対し、京都労働局長から記念盾を贈呈する。
- (5) 表彰式の際に記者発表を行う。

[参 考]

京都府最低賃金とは、最低賃金法に基づき、アルバイト・臨時採用などの雇用形態や見習いなどの身分形態を問わず、京都府内で働く全ての労働者に対して、事業者（会社）は最低賃金額以上の給与を支払わなくてはならない制度です。また、これを下回る賃金で労働者を雇った事業者は、法律により罰せられます。

京都府最低賃金は、公益代表委員（学識経験者など）、労働者代表委員、使用者代表委員の三者構成による「京都地方最低賃金審議会」での調査審議の結果（答申）を受け、京都労働局長が決定します。

改正後の京都府最低賃金は、時間額831円となり、その効力発生日は平成28年10月2日からです。京都府内で働く全ての労働者に適用されます。

応募の問い合わせ先

京都労働局労働基準部 賃金室 （担当 吉岡）

〒604-0846 京都市中京区両替町御池上ル金吹町 451

Tel 075-241-3215

Fax 075-241-3219

E-mail chinginshitu-kyoutokyoku@mhlw.go.jp

※ これにより得た個人情報については、「最低賃金周知ポスターデザイン募集事業」以外の目的には使用しません。